

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：平成29年12月13日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長 他

### <質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、スミさん。

○記者 共同通信のスミです。よろしくお願いします。

先ほど広島高裁で伊方原発の運転差し止め仮処分の決定が出ました。争点というか、判断の部分ですけれども、規制委員会の火山対策の部分について、判断が合理的ではないということを指摘されています。これについて受けとめを、まずお願いいたします。

○更田委員長 本件は民事訴訟なので、御承知のように原子力規制委員会は本件の当事者ではないので、この訴訟に直接コメントする立場にないです。また、今、申し上げたように、訴訟の決定に関してコメントするというのは、民事訴訟に容喙することになりますので、本件について、今の時点でコメントすることは何もありません。

○記者 個別の判決、決定についてコメントできないというのはよく分かるのですが、一方で、3.11以降、特にだと思っておりますけれども、原発に対する住民の不安が高まっていて、運転差し止めを求める訴訟が相次いでいます。規制委員会が世界最高水準と自負している新規制基準と、それに基づく厳しい審査をされて、それに合格した原発が再稼働しているのですが、それにもかかわらず、この手の訴訟が相次いでいて、そしてしばしば原告が勝つ、原発の運転差し止めが認められている状況は、日本の原子力行政について、かなりクリティカルな、構造的な問題をはらんでいると思うのですが、全体的な問題として、いかがお考えでしょうか。

○更田委員長 今、3つの構造について言われたのだと思いますけれども、司法が司法として独立に判断をされるのは当然のことですし、原子力規制委員会が許可、認可を与えたものについてどうするかというのは利用推進側の議論なので、これについて私からコメントする立場にない。それは利用推進側の立場です。それでは、司法の判断は全体にどう影響を与えるか、これはあくまで私たちは私たちとして規制の役割を果たすのみであって、他の役割にコメントする立場にないですね。

○記者 おっしゃっていることは非常によく分かりますし、立場上、それ以上踏み込むのは難しいというのは分かるのですが、一方で、こういう状況が続くと、原子力行

政、それは推進だけではなくて、規制についてもですけれども、なかなか信頼回復というのが難しいのではないかと。原子力推進、規制、司法、あるいは住民の不安とか、あるいは経済的な必要性、この辺のギャップがずっと続いているという状況、これは規制委員会の所掌と外れるかもしれませんが、ちょっと不幸な状況に思うのですけれども、委員長はどのようにお考えでしょうか。

○更田委員長 誰にとって不幸であるかというのはなかなか難しい問題だと思います。ただ、大きく意見が異なっている状況下において、司法や規制や利用推進側、それぞれの役割を果たそうとしたときに、様々な状況が生まれるものだろうと思います。信頼回復とおっしゃったけれども、信頼を回復するためのプロセスというのは、それぞれがそれぞれの責任をきちんと果たすことによってのみ信頼が回復されるのであって、必ずしもスミさんがおっしゃっているような、3者の間で見解なり意見なり判断なりが異なることが信頼回復の妨げになるかどうかということ、それはいろいろ意見があるところだと思います。むしろ、その3者が、はたから見たとき、妙に一枚岩みたいになった状況というのは、それこそ危険なのではないでしょうか。

○記者 おっしゃっていることは非常によく分かるのですけれども、余り個別の話をするとはよくないと思うのですけれども、今回も含めて、規制委員会の判断、あるいは新規制基準の合理性が争点になって、それがしばしば問題があるということで、司法の決定、あるいは判決が出ている状況で、規制委員会の取組が、要するに理解されていないことにほかならないと思うのですけれども、その点についてはいかがですか。

○更田委員長 これはあくまで、繰り返しますけれども、私たちは私たちの責任を果たそうとするのみであって、私たちは基準や解釈、それから、ガイドに至るまで、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえて、様々な国内外の知見や経験を踏まえて、ふさわしいと思う基準を策定し、それに基づいて審査を行って許可や認可を行っている。ですから、責任を果たすのみであってね。ですので、そこから生まれる状況というものに対してコメントする立場ではないですね。

○記者 繰り返してもしょうがないので最後にしますけれども、責任を果たすのみということとはよく分かるのですけれども、要するに、責任を果たしていないのではないかとという指摘が原告の主張であり、裁判所のいくつかの判断だと思うのですけれども、それについてはどのように返されるのでしょうか。

○更田委員長 様々な御意見があるだろうと思います。どのような形の判断をしていったとしても、実際問題として、仮に私たちの判断がどちらかに極端に触れたとしたところで、なおその意見に納得をされない方、賛同されない方は常にいると思います。それがある意味、状況ですけれども、私たちは状況にかかわらず、科学的、技術的な知見、理解に基づいて私たちの責任を果たしていく、それがお答えです。

○司会 スズキさん。

○記者 毎日新聞のスズキです。

今の仮処分に関連で、委員長が決定文を見られたかどうか分からないのですけれども、決定文の要旨を見た限りでは、今回、新規制基準や火山ガイドについて、何か違法性について触れているわけではないようで、火山ガイドについての想定の方針について裁判官は指摘をされていて、伊方原発については、阿蘇カルデラ噴火の火砕流についてしっかり想定していないと。今の火山の最新の知見で判断すれば、それは想定されるべきだということを言っていて、そうすると新規制基準に照らし合わせると不合理だという判断をしているのですけれども、それについての受けとめをお聞かせください。

○更田委員長 先ほどのお答えと全く同じになるのですけれども、個別の民事訴訟に関して、その内容にコメントする立場にありません。これはしたくないのではなくて、するべきでないと思っています。

それから、ガイドであるとか、基準、規則、解釈に関して、皆さんも御承知のように、私たちは一旦定めたら、それを不変のものとして貫くと言っているのではなくて、例えば、高エネルギーアークの火災であるとか、それから、火山灰についてもそうですけれども、新しい知見、新しい理解に基づいて、改めるべきところはそれをより改善している。ですから、お尋ねに直接答えることにならないけれども、基準や規則、解釈、ガイドといったものは、一旦定めて不変というのではなくて、私たちは常に改善を考えている。ただ、お尋ねに直接お答えは、私はしたくないのではなくて、するべきではないと思っています。

○記者 まだ関連してなのですけれども、今回の決定を受けて、火山の想定について、委員会として影響が出ると思われますか。

○更田委員長 それはないですね。私たちは、状況がこうであるから、情勢がこうであるからといって判断をするような組織ではないです。科学的・技術的に安全が確保できるかどうかというのは、私たちにとって最も大きな因子ですけれども、こうしないこうならないからというようなものに左右されていたら、正しい規制はできないと思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 御質問のある方はいらっしゃいますか。では、ヨコタさん。

○記者 フリーのヨコタはじめですけれども、先週の質問に関連して、ミサイルや航空機、テロゲリラに対する役割について、管轄外だというふうにおっしゃったのですが、原子力規制委員会設置法の第1条には「国民の生命の保護並びに我が国の安全保障に資する」というふうに書いてあって、これは別に武力攻撃も含めて安全保障に関係することも担当領域に入っているのですが、先週の発言を撤回されるのか。撤回されないのであれば、どういう根拠に基づいてそうおっしゃったのかを教えてくださいたいのと、あと、再稼働をしている場合としていない場合で、ミサイル、テロゲリラ等の攻撃において、

差があるかどうか、被害想定はどうかというふうに聞いたのですが、これも仮定が多くてよく分からないということなのですが、これも原子力規制委員会設置法の中に「前項に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究を行うこと」というふうに書いてあって、これは当然やるべき調査であって、それをやっていない、職務怠慢としか思えないのですが、これをやるお考えがあるのかどうか。

あと、国会で議論されるべきだというふうにおっしゃいましたが、まさに国会で議論が抜け落ちているのであれば、しかも泉田前知事が国会議員になられて、テロ対策が不十分だという指摘をしている中で、それは国会のやることでしょと丸投げするのではなくて、むしろ国会で議論するべきだと、行政の長に勧告できると書いてあるわけですから、北朝鮮緊迫化を受けて、テロゲリラに対する対策が十分かどうか、これを国会で議論するべきではないですかと勧告をするお考えがあるのか、ないのか。

3点についてお伺いしたいのですが。

○更田委員長 まず1点目、前言を撤回する考えはありません。

それから「所管内」とか「管轄外」という言葉を皆さんは使われているけれども、そういうものではなくて、私たちも武力攻撃に対してどう対処するかという役割を担う部局の一つではあるけれども、ですから、当然、国家がそういった危機の事態の認定をされたら、私たちは私たちの役割としてそれを振る舞うけれども、うちがそれをリードする立場ではないと申し上げている。

それから、2つ目の質問で想定が分からないというのは、武力攻撃の規模が分からない。私たちは、安全保障上のそういった情報にアクセスする権限を与えられているわけでもない。ですから、何がどう飛んできて、どれだけの威力を持っているかは分からない状態で、その想定の問題に答えることはできないと言ったのが先週の回答です。

3つ目は、勧告とおっしゃるけれども、常識的に考えて、さきの総選挙が行われて、特別国会が終わって、まだ、例えば国会に関しても、国会で議論をされたらということはお考えがあるだろうけれども、まだその機会があったわけではないですよ。

○記者 臨時国会が開かれていましたよ。

○更田委員長 臨時国会はありません。特別国会があっただけですけども。

○記者 総選挙後に国会が開かれて、延長してでもあるいは審議することは可能であったわけですし。

○司会 マイクを通してください。

○記者 この前まで国会が開かれていて、会期中か、あるいは不十分であれば、今、これだけ北朝鮮情勢が緊迫して、ここ半年、1年ぐらいに米朝戦争があるのではないかと、う緊迫した事態を受けて、議論するべきではないかと。

先ほど武力攻撃の想定ができないとおっしゃるのは、これも職務怠慢だと思うのですが、はっきり分からない中で、海外の過去の事例等を踏まえて、テロゲリラが襲撃する場合もあれば、航空機で突っ込む場合もあるし、ミサイルが発射される場合もあるわけ

ですから、いろいろ想定される中で、それぞれの場合にどういう被害想定が、稼働ありなしで違いが出るのかと。違いがあった場合には、今の原発を至急停止した方が、はるかに日本国民の生命、財産の保護になる。まさに1条に書いてあることが実現できるわけですから、これをなぜやらないのかと。国会がやっていないのだったら、勧告して、安倍総理に議論するべきだというふうに言われたいのかという2点を改めてお聞きしたいのですが。

○更田委員長 それはお答えするようなものではなくて、あなたの御意見ではないですか。

○記者 いや、法律に基づいてこうするべきではないかと。ちゃんと職務として果たすべきことが、我が国の安全保障に資することを目的とすると書いてあって、ちゃんと必要な調査・研究を行うことと。これはやらなくていいのですか。稼働中の原発がテロ攻撃等に遭った場合に、被害の差があるかどうか。差があった場合には、大飯原発とか。

○司会 ヨコタさん、1回ちょっと意見をまとめてもらえますか。

○記者 だから、稼働している原発においてテロ等の攻撃があった場合の被害想定の違いの調査及び研究をするのか、しないのか。それは意見ではなくて、条項に、法律に書いてあることなので、それをお聞きしたいということと、国会で議論されていない状況の中で勧告をするのかどうか。しないのであれば、どういう理由なのかを2点お伺いしたいのですが。

○更田委員長 2点、まず手短にお答えします。

1点目、全く怠慢だと思っていない。それから、2点目、国会に勧告する…

○記者 理由を。

○更田委員長 理由は後で申し上げます。国会に勧告する考えはありません。

まず、大体御質問で混乱をしているのは、「テロ」とおっしゃったり「武力攻撃」とおっしゃったり、質問をくみ取ろうにもくみ取れないところがあるのですけれども、もう少し整理して…

○記者 いや、北朝鮮が…

○更田委員長 テロのことをおっしゃっているのか、武力攻撃のことをおっしゃっているのか、どちらですか。

○記者 いや、北朝鮮が原発に対して過酷事故を起こすような攻撃、その形態の中には、テロゲリラが襲撃する場合もあれば、ミサイルを打つ場合もあれば、航空機のテロもあるでしょうと。それをひっくるめてそういう事態に対して、稼働した場合と稼働していない場合で違いが出るのではないですかと。差が出るかどうかの調査・研究を行うべきではないかと。それが原子力規制委員会設置法案の第8条ですか、に書いてあることだと。第4条に書いてあることだというふうに私は解釈したのですけれども、違うのだったら、その理由を教えてください。

○更田委員長 違います。明確に違いますし、また、お尋ねも混乱している。そもそも脅威の規模が分からない状態で被害を想定するというのは、科学的に考えとして間違っ

いる。

それから、おっしゃっているような武力攻撃やテロ等々があったときに、被害を及ぼしたり、大きな被害を起こすのは原子力発電所だけではない。原子力発電所に対してある蓋然性を持って武力攻撃を想定するのだったら、それは当然、大都市に対してだって武力攻撃が想定されている事態です。それは国家が国家として武力攻撃の危機が迫っているという判断をする。私たちはその判断をする部局ではないと申し上げています。それは国家安全保障上の問題であって、突出して原子力発電所だけが攻撃対象になるわけではありませんよね。

○記者 いや、北朝鮮は…

○更田委員長 もうこれ以上やり取りしても無理ですよ。私はあなたのおっしゃっていることが理解できない。

○司会 ヨコタさん、1回ちょっととめてください。もう委員長は十分お答えしていますので、ヨコタさんのお話を伺った上でお答えしていますので、今日はこれまでにさせていただきます。

○司会 では、次、御質問のある方はいらっしゃいますか。いらっしゃいませんか。よろしいですか。

それでは、本日の会見の方は以上とさせていただきます。お疲れさまでした。

—了—